
消 防 局 告 示

- 防火対象物の地階で、地下街と一体をなすものの指定の一部
改正について (第3号) 35
-

公 告

- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告
(上下水・営業課) 37
- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告
(上下水・営業課) 38
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告
(上下水・営業課) 39
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告
(上下水・営業課) 40
-

雑 報

- 名古屋高速道路公社公告 (第2号) 41
-

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第18号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和元年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第19号）

1 改正内容

(1) 私立高等学校及び私立幼稚園の授業料の補助について、規定の整備を行います。（第 2条及び第 3条関係）

(2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成31年 4月 1日から適用します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表森の里荘の項中

「

3 号から 5 号まで、7 号から 106 号まで、 145 号から 167 号ま で、170 号から 198 号 まで、200 号から 220 号まで、222 号から 234 号まで、236 号か ら 248 号まで、250 号 から 252 号まで、254
--

「

3号から5号まで、7号から106号まで、145号から167号まで、170号から198号まで、200号から220号まで、222号から234号まで、236号から248号まで、250号から252号まで、254号から453号まで、455号から458号まで、460号から498号まで、500号から515号まで、518号、520号から532号まで、536号から548号まで、550号、553号、555号から565号まで、568号、569号、571号から582号まで、585号、587号から598号まで、600号から602号まで、605号から612号まで、614号から645号まで、647号から657号まで、659号から682

を

号から267号まで、269号から274号まで、276号から296号まで、298号から343号まで、345号から354号まで、356号から374号まで、376号から402号まで、404号から429号まで、431号から433号まで、435号から440号まで、442号、444号から448号まで、450号から453号まで、455号から458号まで、460号から498号まで、500号から515号まで、518号、520号から532号まで、536号から548号まで、550号、553号、555号から565号まで、568号、569号、571号から582号まで、585号、587号から598号まで、600号から602号まで、605号から612号まで、614号から645号まで、647号から657号

に改め、同表

号まで、684号から
697号まで、699号か
ら718号まで、720号
から728号まで、730
号から736号まで、
738号から921号まで
及び926号から1030号
まで

」

まで、659号から682
号まで、684号から
697号まで、699号か
ら718号まで、720号
から728号まで、730
号から736号まで、
738号から753号ま
で、755号から778号
まで、780号から813
号まで、815号から
824号まで、826号か
ら837号まで、839号
から845号まで、847
号から876号まで、
878号から881号ま
で、883号から899号
まで、901号から921
号まで及び926号から
1030号まで

」

引山荘の項中

「

1号から12号まで、14
号から23号まで、25号
から50号まで、52号か
ら73号まで、75号から
92号まで、94号から
109号まで、111号か
ら113号まで、115号
から189号まで、191

「
1号から436号まで
」

を

号から196号まで、
198号から223号ま
で、225号から241号
まで、243号から251
号まで、253号から
259号まで、261号か
ら278号まで、280号
から294号まで、296
号から318号まで、
320号から340号ま
で、342号から348号
まで、350号から354
号まで及び356号から
436号まで

に改める。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第19号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号カ(ア)中「(20歳未満の者に限る。)」を削る。

第3条第1項中「1学年度」の次に「(私立幼稚園にあつては、4月から9月までの期間に限る。)」を加え、同項第2号ア中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「43,600円」を「21,800円」に、「12」を「6」に改め、同号イ中「32,000円」を「16,000円」に、「12」を「6」に改め、同号ウ中「32,000円」を「16,000円」に改め、同号エ中「5,000円」を「2,500円」に、「12」を「6」に改め、同号オ中「15,000円」を「7,500円」に、「12」を「6」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 190 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のように指定します。併せて、同令第10条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のように定めます。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋長久手線	名古屋市名東区社台三丁目 272 番地先から 名古屋市名東区姫若町 1 番 2 地先まで	附図
一般国道	2	154 号	名古屋市港区港町 104 番地先から 名古屋市熱田区一番二丁目 101 番 2 地先まで	
市道	3	西築地第11号線	名古屋市港区築三町 2 丁目63番地先から 名古屋市港区築地町 3 番地先まで	
県道	4	港中川線	名古屋市港区浜一丁目 101 番 2 地先から 名古屋市港区一州町 1 番 9 地先まで	

市道	5	金城埠頭線	名古屋市港区汐止町11番1地先 から 名古屋市港区空見町1番8地先 まで
----	---	-------	---

2 指定する期日

令和元年7月31日

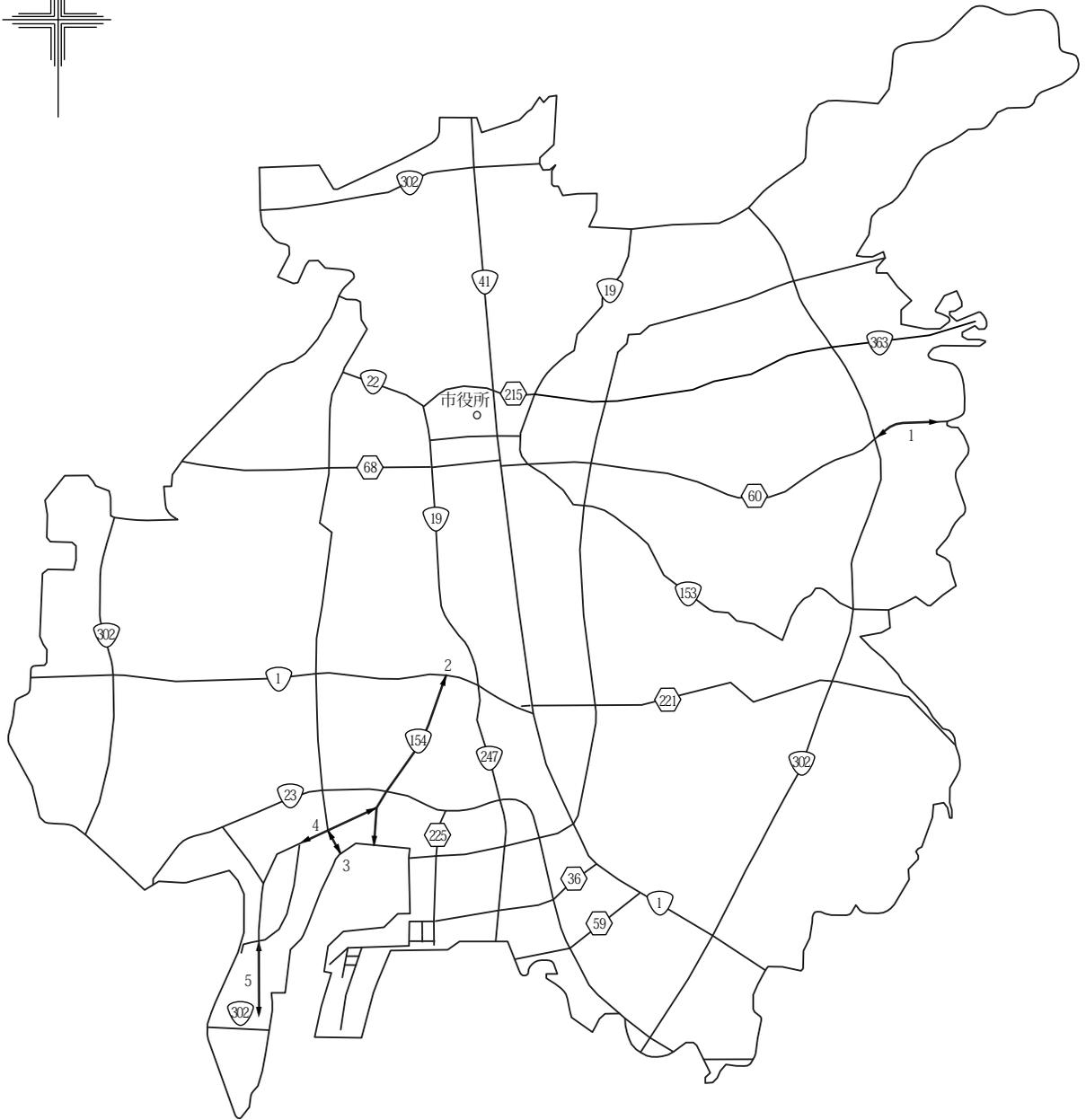
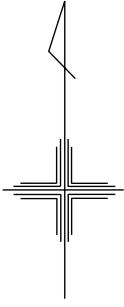
3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

↔ 今回指定する部分

名古屋市告示第 191号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 7月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 白鳥公園白鳥庭園

令和元年 9月28日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

令和元年 9月28日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 192号

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）について

道路法（昭和27年法律第 180号）第20条第 1項及び第55条第 1項並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5条の10第 1項及び第12条の 6の規定に基づき、道路管理者名古屋市と公園管理者名古屋市との間において兼用工作物管理の協議が成立したので、道路法第20条第 6項及び都市公園法第 5条の10第 2項の規定により次のとおり公示する。

令和元年 7月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 協定の名称

兼用工作物管理協定（市道久屋大通・久屋大通公園）

2 協定の内容

市道久屋大通と久屋大通公園とが相互に効用を兼ねる施設の管理の方法及び費用負担等について

3 協定の効力発生日

令和元年 7月 1日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

緑政土木局路政部道路管理課

緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 193号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 8月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 白鳥公園白鳥庭園

令和元年 9月13日から同月15日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

令和元年 9月13日から同月15日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 194号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年 8月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 2月29日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和元年8月21日（水）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和元年8月21日（水）から同月30日（金）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和元年8月21日（水）から同月31日（土）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和元年 8月22日（木）から同月31日（土）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

令和元年 9月20日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 242戸

改良住宅

空家住宅 7戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 126戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害によ

- り障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
 - (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
 - (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
 - (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条

第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 106戸

改良住宅

空家住宅 1戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成25年度第 2回一般募集から令和元年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成25年度第 2回一般募集から令和元年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 195号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 8月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市千種区富士見台一丁目21番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第6号

稲永スポーツセンターの臨時休場について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）第15条第1項の規定に基づき、稲永スポーツセンター弓道練習場を令和元年8月26日から令和元年11月30日まで臨時休場します。

令和元年7月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第7号

名古屋市南陽プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市南陽プール屋内プールを令和元年10月18日から同年11月4日まで臨時休場します。

令和元年7月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第 8号

教育委員会定例会の開催について

令和元年 8月 9日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 8月 2日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について
名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
名古屋市教育委員会委員の辞職について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 2 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 2 条第 1 項の規定に基づく勤務時間は、1 週間につき 38 時間45分とし、同条第 2 項」を「第 2 条第 2 項」に、「31時間」を「22時間30分又は30時間」に改め、同条第 2 項中「7 時間45分」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 1 日 6 時間）」を加える。

第 1 条の 4 第 1 項中「第 5 条」を「第 5 条第 2 項」に改める。

第 4 条の 2 中「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）」を「地方公務員法」に改める。

第 5 条第 2 項中「前の年次」を「前の年度」に、「8 時間」を「当該職員の

1日あたりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）」に改め、同条第3項中「前の年次」を「前の年度」に、「当該年次」を「当該年度」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 再任用短時間勤務職員の年次休暇は、1週間の勤務時間が30時間の者にあつては条例第12条第1項に規定する日数と、22時間30分の者にあつては同項に規定する日数に5分の3を乗じて得た日数（1日に満たない端数があるときは、1日に切り上げる。）とする。

第6条第2項中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改める。

第6条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第13条第2項に規定する「当該年度に利用できる年次休暇のうちその年度に利用しなかった日数」には、職員が次の各号のいずれかに該当する事由により一の年度を通じて勤務しなかった場合の当該年度に付与された年次休暇の日数を含むものとする。

第8条第2項中「8時間」を「当該職員の1日あたりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）」に改める。

第15条第2項中「前の年次」を「前の年度」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

第17条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内とする。

- 2 非常勤職員の週休日は、少なくとも1週間に1日又は4週間を通じて4日を下つてはならない。
- 3 非常勤職員の休憩時間、超過勤務及び休日は、非常勤職員以外の職員の例によるものとする。
- 4 非常勤職員の休暇は、代日休暇、年次休暇、特別休暇（女性職員の出産の場合、女性職員が生理のため勤務が著しく困難である場合、職員の結婚の場合及び忌引の場合に限る。）、介護休暇及び臨時休暇とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

出勤簿処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 3 号

出勤簿処理規則の一部を改正する規則

出勤簿処理規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「勤務する職員」の次に「及び名古屋市職員証の交付を受けていない職員」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員分限条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員分限条例施行規則の一部を改正する規則

職員分限条例施行規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「休職した職員」の次に、「（同法第22条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 31 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 5 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（臨時的任用職員を除く。）」を削り、「（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）」の次に「第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、1 週間の勤務日数が 3 日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で 1 年間の勤務日数が 121 日以上であるものであり、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が 1 年以上であるものにあつては第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号の 2、第 8 号の 2、第 9 号の 3、第10号、第12号、第13号及び第15号から第20号までに規定する場合、その他の会計年度任用職員にあつては第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号の 2、第 8 号の 2、第 9 号の 2 の 2 から第10号まで、第12号、第13号及び

第15号から第20号までに規定する場合、同法」を加え、同条第9号中「満12歳」の次に「（会計年度任用職員にあつては満9歳）」を加える。

第3条第3号中「120分以内」の次に「（会計年度任用職員にあつては子が生後満1年に達する日までの間において、1日を通じてそれぞれ30分以内の2回）」を加え、同条第4号中「180日以内（」の次に「会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者のうち1週間の勤務日数が5日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が217日以上）である者については1年度につき75日以内、1週間の勤務日数が4日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が169日以上216日以下）である者については1年度につき60日以内、1週間の勤務日数が3日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が121日以上168日以下）である者については1年度につき45日以内、1週間の勤務日数が2日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が73日以上120日以下）である者については1年度につき30日以内、1週間の勤務日数が1日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が48日以上72日以下）である者については1年度につき15日以内、その他の会計年度任用職員のうち1年度の勤務日数が121日以上である者については1年度につき45日以内、1年度の勤務日数が73日以上120日以下である者については1年度につき30日以内、1年度の勤務日数が48日以上72日以下である者については1年度につき15日以内、」を加え、同条第6号中「満12歳」の次に「（会計年度任用職員にあつては満9歳）」を加え、「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。））」に改め、同条第7号中「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同条第8号中「2時間」の次に「（会計年度任用職員にあつては、1日の正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間数が2時間を下回る場合は、当該減じた時間数（当該減じた時間数が負となる場合は0））」を加え、同条第9号中「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 3号

防火対象物の地階で、地下街と一体をなすものの指定の一部改正
について

昭和56年名古屋市消防局告示第 8号の一部を次のように改正する。

令和元年 7月31日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

表中

「			
	中部近鉄百貨店 名古屋市中村区名駅一丁目 2番 2号先	を	
」			
「			
	名古屋近鉄ビル地下街 名古屋市中村区名駅一丁目 2番 2号先	に、	
」			
「			
	栄町ビル 名古屋市中区錦三丁目23番31号	を	
	丸栄百貨店 名古屋市中区栄三丁目 3番 1号		
」			
「			
	栄町ビル 名古屋市中区錦三丁目23番31号	に、	
」			

「

中部日本ビルディング 名古屋市中区栄四丁目 1番 1号
明治生命名古屋ビル 名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地

を

」

「

明治安田生命名古屋ビル 名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地

に改める。

」

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年 7月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1458号	(株)プレミアアシスト 名古屋営業所	関根 浩	名古屋市中村区亀島二丁目14番地10号フジオフィスビルディング 3階	令和元年 6月12日
第1459号	(株)ヨロズ工業	石原 周	岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋67番地 4	令和元年 6月12日
第1460号	東邦管工(株)	稗田 勝子	名古屋市中区錦一丁目10番12号	令和元年 6月12日
第1461号	(株)プラマ一太田	太田 五九郎	愛知県西尾市吉良町吉田天笠桂 117番地 1	令和元年 6月12日
第1462号	ハネダブラミング	羽根田 千裕	名古屋市緑区神の倉一丁目44番地 2	令和元年 6月12日
第1463号	豊設備	山田 豊樹	愛知県愛西市須依町須賀割2096番地20	令和元年 6月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和元年 7月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1087号	(有)グリーン・ベア	阿部 猛雄	名古屋市東区矢田一丁目 8番25号	令和元年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年 7月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1460号	東邦管工 (株)	稗田 勝子	名古屋市中区錦一丁目10番12号	令和元年 6月12日
第1461号	(株)プラマ ー太田	太田 五九 郎	愛知県西尾市吉良町 吉田天笠桂 117番地 1	令和元年 6月12日
第1462号	ハネダプ ラミング	羽根田 千 裕	名古屋市緑区神の倉 一丁目44番地 2	令和元年 6月12日
第1463号	豊設備	山田 豊樹	愛知県愛西市須依町 須賀割2096番地20	令和元年 6月12日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和元年 7月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1087号	(有)グリーン・ベア	阿部 猛雄	名古屋市東区矢田一丁目 8番25号	令和元年 6月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋高速道路公社公告第2号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定する。

令和元年7月31日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
愛知県道 高速名古屋朝日線	名古屋市中村区名駅4丁目1番地先から清須市朝日貝塚196番地先まで
愛知県道 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅4丁目1番地先から東海市新宝町33番1地先まで
名古屋市道高速1号	名古屋市中川区島井町24番地先から名古屋市千種区鏡池通4丁目5番の2地先まで
名古屋市道高速1号 四谷高針線	名古屋市千種区鏡池通4丁目5番の2地先から名古屋市名東区猪高町大字高針原137番の2地先まで
名古屋市道高速2号	名古屋市北区大我麻町472番先から名古屋市緑区大高町字南休山2番の90地先まで
名古屋市道高速分岐 2号	名古屋市西区那古野2丁目1番の1地先から名古屋市東区泉2丁目1番の3地先まで
名古屋市道高速分岐 3号	名古屋市中川区山王1丁目203番地先から名古屋市昭和区御器所1丁目908番の2地先まで
愛知県道 高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町472番先から小牧市大字村中宇稲荷774番1地先まで

愛知県道 高速清須一宮線	清須市朝日貝塚 196 番地先から一宮市緑 4 丁目 3 番 8 地先まで
-----------------	--

2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

附 図

